

ギリシャ政府の新型コロナウイルス対策
(国内制限措置の延長と一部変更)

2021年7月7日
在ギリシャ日本国大使館

ギリシャ政府が国内制限措置を延長・一部変更しましたので、お知らせします。今回の措置の有効期間については、7月12日までとなっています。

■1 今回の延長に伴う主な変更点

(1) 乗用車・タクシーの乗車人数制限の緩和

- ・7人乗りまでの自家用車・タクシー等は運転手含めて6人まで
- ・9人乗りまでの自家用車・タクシー等は運転手含めて8人まで
- ー未成年の子供が親と同乗する場合は人数制限の対象外
- ー介助を要する者は付き添い1人まで可
- ・運転手の1人乗車、または1・2親等家族、正式同棲者の同乗はマスク着用義務の対象外

(2) 本土から島へ及び島間のフェリー乗船時に提示する陰性結果証明は、セルフテストは原則不可。(以前は可。)利用の際は、次のいずれかの証明書の提示が必要。

ーワクチン接種証明書

ーPCR(出発前72時間以内)、ラピッドテスト(出発前48時間以内)の陰性結果証明書

ー新型コロナ感染証明書(初期診断から30日以降に発行、感染日から180日間有効)

例外として、以下の移動の場合はセルフテストの陰性結果証明でも可。

- ・島間(郡間)での仕事上の定期的な移動(週1回)
- ・同じ郡内の島間での移動(出発前24時間以内、または週1回)
- ・ペラマ-サラミナ島パルキア、ペラマ-サラミナ島ファネロメニ、リオ-アンディリオ、本土からエヴィア島、ポロス-ガラタス、プンダー-エラフォニソス、トリピティーアムリアニ間の移動(出発前24時間以内)
- ・12歳から17歳までの未成年(出発前24時間以内。証明書は1週間有効)

※エヴィア、サラミナへの船での移動についてはこれまで書類提出は免除となっていたが、必要となりました。

(3) 本土から島への航空機(国内便)利用時に提示する陰性結果証明は、セルフテストは不可。(以前は可。)利用の際は、上記船舶利用時と同じ証明書(ワクチン接種証明書、PCR、ラピッドテストの陰性結果証明書、感染証明書)の提示が必要。

12歳未満は証明書提示義務を免除。外国人入国者等で、英語・ギリシャ語以外(仏語、独語、伊語、西語、露語)で記載されている証明書の場合は各航空会社が判断する。

(4) 遺跡・博物館

ア 屋内:グループは10人まで可、家族(配偶者、子供、正式同棲者)を除く。ガイド及び参加者が必要証明書を所持している場合は20人まで可。必要証明書は次のとおり。

ーガイド:ワクチン接種証明書又は感染証明書(初期診断から30日以降に発行され、感染日から180日間有効)

ー参加者:ワクチン接種証明書、感染証明書(初期診断から30日以降に発行され、感染日から180日間有効)、PCR(参加前72時間以内)又はラピッドテスト(参加前48時間以内)の陰性結果証明書のいずれかを入場時に提示する。但し12歳未満は免除。

イ 屋外:グループは20人まで可、家族(配偶者、子供、正式同棲者)を除く。ガイド及び参加者が必要証明書を所持している場合は40人まで可。必要証明書は次のとおり。

ーガイド:同上

ー参加者:同上

(5) 屋外娯楽施設(ナイトクラブ、ディスコ、レセプション会場等):動員数は25%まで。入場時にワクチン接種証明書、ラピッドテスト(入場前48時間以内)の陰性結果証明書、感染証明書(初期診断から30日以降に発行、感染日から180日間有効)のいずれかを提示する。待ち時間はマスク着用義務。1テーブルにつき10人まで、カウンター席は1.5m毎に2席とする。(屋内娯楽施設は、封鎖を継続)

(追加情報)

(本措置は、6月21日から有効)

屋外スポーツ施設において、個人種目での観客を許可。動員数は定員50%まで。観客は、ワクチン接種証明書、感染証明書(初期診断から30日以降に発行、感染日から180日間有効)、又はセルフテスト陰性結果証明書(入場前24時間以内)のいずれかを入場時に提示する。

■2 「制限措置の一覧」(当館作成資料)については、下記リンクからご確認ください

い。

https://www.gr.emb-japan.go.jp/pdf/list_20210705_kokunai.pdf

在ギリシャ日本国大使館

Embassy of Japan in Greece

TEL : 210-670-9910, 9911

FAX : 210-670-9981

e-mail : consular@at.mofa.go.jp